

重油単価契約書（案）

買主 茨城県立医療大学（以下「甲」という。）と売主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により単価契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

- (1) 品名及び品質 重油 JIS 1種1号
- (2) 単価 1リットル当たり 円 銭（消費税等別）
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和6年6月30日まで
- (4) 納入場所 茨城県立医療大学 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地2
4箇所（大学用タンク1、病院用タンク1、非常用発電機用タンク2）

（納入方法）

第2条 乙は、前条第3号の契約期間中、甲の発注あるごとに、その都度指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合において、乙は、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第3条 甲は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の職員の立ち会いのもとに検査を行うものとする。

- 2 検査の結果不良品があるときは、乙は当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 検査に合格したときは、甲は現品を受領し、直ちに受領書を乙に交付するものとする。
- 4 物品の検査に必要な経費及び検査のために変質、消耗又は毀損したものの損失は、乙の負担とする。

（危険負担）

第4条 前条第3項の引渡し前に生じた物品の亡失、毀損等の損失は、すべて乙の負担とする。

（権利、義務の譲渡禁止）

- 第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合又は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済は、甲が茨城県財務会計オンラインシステムによる支出命令等決裁入力をした時に提供されたものとする。

（代金の支払）

第6条 乙は毎月、前月中に納入した物品の数量の合計に単価を乗じた額にその100分の10を加えて得た金額（当該金額に端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）の支払いを甲に請求するものとし、甲は乙からの支払請求書を受領した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 乙が納付する契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全額又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金は、契約履行後直ちに還付する。

(遅延賠償)

第8条 乙が物品を甲の指定する期日までに納入しない場合は、甲は特に遅滞賠償を徴収して延期を承認することができる。この場合の遅滞賠償はその期日の翌日から起算して、遅延日数1日につき売買代金（遅延物品の数量に第1条第2号の単価を乗じた額に100分の110を乗じて得た額）に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率の割合で計算して得た額に相当する金額とし、売買代金支払の際に売買代金から控除することができる。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(事情変更)

第9条 甲は必要があるときは、納入物品の内容の変更又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ、単価契約の変更を行うことができる。

(契約の解除)

第10条 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合又は乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合は、甲は何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約が解除され、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 この契約の解除により乙に生じた損害については、甲はその責めを負わない。

(損害賠償)

第11条 乙が納入した上記物品を使用したため、甲又は第三者が損害を受けたときは、甲の責めに帰する場合を除き、乙はその損害賠償の責めを負うものとする。

2 前項の賠償額は、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(暴力団等による不当介入があった場合の報告義務)

第13条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の決定)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 月 日

茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地2

甲 茨城県立医療大学
学長 松村 明

乙